

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成23年度第3回総会議案書

日時：平成24年3月21日（水）午前10時～
場所：中町会館 6階 特別会議室

目 次

議案第 1 号	規約及び諸規程の一部改正(案)について	1
議案第 2 号	平成 24 年度事業計画(案)について.....	1 5
議案第 3 号	平成 24 年度歳入歳出予算(案)について.....	1 7
議案第 4 号	平成 24 年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について.....	1 8
議案第 5 号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について...	1 9
議案第 6 号	平成 24 年産米生産数量目標の取組み(案)について.....	2 0
議案第 7 号	事務手続き等に関する付帯決議について.....	2 3

議案第1号 規約及び諸規程の一部改正(案)について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議の規約及び諸規程の一部を改正することとしたい。

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

(1) 改正理由

農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）の別紙1の第1に定める「都道府県農業再生協議会」の要件を満たすことを目的として、会員に福島県担い手育成総合支援協議会及び福島県耕作放棄地対策協議会を加えるため。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

2 諸規程

(1) 改正する規程

- ① 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- ② 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
- ③ 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- ④ 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議職務権限規程

(2) 改正理由

会員に福島県担い手育成総合支援協議会及び福島県耕作放棄地対策協議会を加えることにより、関係箇所を整備するため。

(3) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成17年 4月18日一部改正	平成17年 4月18日一部改正
平成19年 3月27日一部改正	平成19年 3月27日一部改正
平成19年 6月18日一部改正	平成19年 6月18日一部改正
平成19年12月25日一部改正	平成19年12月25日一部改正
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成21年 3月27日一部改正	平成21年 3月27日一部改正
平成21年 6月16日一部改正	平成21年 6月16日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	平成22年 5月12日一部改正
平成23年 5月23日一部改正	平成23年 5月23日一部改正
<u>平成24年 3月21日一部改正</u>	_____
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
(事務局)	(事務局)
第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に <u>7箇所</u> 置く。	第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に <u>5箇所</u> 置く。
第3条～第4条 (略)	第3条～第4条 (略)

改正後	改正前
<p>第2章 会員等 (推進会議の会員)</p> <p>第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。 福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会 <u>福島県担い手育成総合支援協議会</u> <u>福島県耕作放棄地対策協議会</u></p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>第3章～第4章 (略)</p> <p>第5章 事務局等 (事務局)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 福島県 (2) 福島県農業協同組合中央会 (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部 (4) 福島県米穀肥料協同組合 (5) 福島県米麦事業協同組合 (6) 福島第一食糧卸協同組合 <u>(7) 福島県担い手育成総合支援協議会</u> <u>(8) 福島県耕作放棄地対策協議会</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第2章 会員等 (推進会議の会員)</p> <p>第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。 福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会 _____</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>第3章～第4章 (略)</p> <p>第5章 事務局等 (事務局)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 福島県 (2) 福島県農業協同組合中央会 (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部 (4) 福島県米穀肥料協同組合 (5) 福島県米麦事業協同組合 (6) 福島第一食糧卸協同組合</p> <p>_____</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第 21 条～第 22 条 (略)</p> <p>第 6 章～第 9 章 (略)</p> <p>附 則 (平成 2 4 年 3 月 2 1 日)</p> <p><u>この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 21 条～第 22 条 (略)</p> <p>第 6 章～第 9 章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前						
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程						
平成16年4月 8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 平成23年5月23日一部改正 平成24年3月21日一部改正	平成16年4月 8日制定 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 平成23年5月23日一部改正						
第1条～第2条 （略）	第1条～第2条 （略）						
（事務処理体制）	（事務処理体制）						
第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。	第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福島県</td> <td style="width: 40%;">農業者戸別所得補償制度等に 係る事務 農業者戸別所得補償制度等の 周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2</td> <td style="width: 40%;">農林水産部水 田畑作課長</td> </tr> </table>	福島県	農業者戸別所得補償制度等に 係る事務 農業者戸別所得補償制度等の 周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2	農林水産部水 田畑作課長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">福島県</td> <td style="width: 40%;">農業者戸別所得補償制度等に 係る事務 農業者戸別所得補償制度等の 周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2</td> <td style="width: 40%;">農林水産部水 田畑作課長</td> </tr> </table>	福島県	農業者戸別所得補償制度等に 係る事務 農業者戸別所得補償制度等の 周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2	農林水産部水 田畑作課長
福島県	農業者戸別所得補償制度等に 係る事務 農業者戸別所得補償制度等の 周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2	農林水産部水 田畑作課長					
福島県	農業者戸別所得補償制度等に 係る事務 農業者戸別所得補償制度等の 周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2	農林水産部水 田畑作課長					

改正後			改正前		
	号に係る事務			号に係る事務	
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長	福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会 福島 県本部	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	米穀部長	全国農業協同組合連合会 福島 県本部	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	農業者戸別所得補償制度策等の周知および推進に係る事務	統括部長	福島県米穀肥料協同組合	農業者戸別所得補償制度策等の周知および推進に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事	福島県米麦事業協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	業務部長	福島第一食糧卸協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	業務部長
福島県担い手育成総合支援協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	会長(福島県農業会議事務局長)			
福島県耕作放棄地対策協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	事務局長(福島県農業会議農地・経営部長)			
2 (略)			2 (略)		

改正後	改正前
<p>第4条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>附則（平成24年3月21日議決）</p> <p><u>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程
平成16年4月 8日制定 平成16年8月28日一部改正 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年3月26日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 平成23年5月23日一部改正 平成24年3月21日一部改正	平成16年4月 8日制定 平成16年8月28日一部改正 平成17年4月18日一部改正 平成19年1月10日一部改正 平成19年3月27日一部改正 平成19年6月18日一部改正 平成20年3月26日一部改正 平成20年6月20日一部改正 平成21年3月27日一部改正 平成21年6月16日一部改正 平成22年5月12日一部改正 平成23年5月23日一部改正
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
(会計事務責任者)	(会計事務責任者)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄	2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄

改正後	改正前												
<p>に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="190 247 1108 582"> <tr> <td data-bbox="190 247 604 391">水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等</td> <td data-bbox="604 247 1108 391">福島県農業協同組合中央会農業対策部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 391 604 486">うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務</td> <td data-bbox="604 391 1108 486">福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 486 604 582">うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務</td> <td data-bbox="604 486 1108 582">福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者 (福島県農業会議農地・経営部長)</td> </tr> </table>	水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)	うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者 (福島県農業会議農地・経営部長)	<p>に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 247 2083 582"> <tr> <td data-bbox="1164 247 1579 391">水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等</td> <td data-bbox="1579 247 2083 391">福島県農業協同組合中央会農業対策部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 391 1579 486">_____</td> <td data-bbox="1579 391 2083 486">_____</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 486 1579 582">_____</td> <td data-bbox="1579 486 2083 582">_____</td> </tr> </table>	水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	_____	_____	_____	_____
水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長												
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)												
うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者 (福島県農業会議農地・経営部長)												
水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長												
_____	_____												
_____	_____												
<p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>第9条～第12条 (略)</p>												
<p>(会計伝票)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会計伝票は作成者が押印し、<u>会計事務責任者</u>の承認印を受けるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(会計伝票)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会計伝票は作成者が押印し、<u>会計管理責任者</u>の承認印を受けるものとする。</p> <p>5 (略)</p>												
<p>第14条～第22条 (略)</p> <p>(支払方法)</p> <p>第23条 会計処理担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取り引きを証する書類に基づき、<u>会計事務責任者</u>の承認を得て行うものとする。</p> <p>2 支払は、銀行振込みにより行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたいとして<u>会計事務責任者</u>が認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>第14条～第22条 (略)</p> <p>(支払方法)</p> <p>第23条 会計処理担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取り引きを証する書類に基づき、<u>会計管理責任者</u>の承認を得て行うものとする。</p> <p>2 支払は、銀行振込みにより行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたいとして<u>会計管理責任者</u>が認めた場合は、この限りでない。</p>												

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前																												
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程																												
平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 1月10日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成24年 3月21日一部改正	平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 1月10日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成22年 5月12日一部改正																												
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）																												
（文書管理責任者）	（文書管理責任者）																												
第5条（略）	第5条（略）																												
2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。	2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>福島県</td> <td>農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td>福島県農業協同組合中央会</td> <td>農業対策部長</td> </tr> <tr> <td>全国農業協同組合連合会福島県本部</td> <td>米穀部長</td> </tr> <tr> <td>福島県米穀肥料協同組合</td> <td>統括部長</td> </tr> <tr> <td>福島県米麦事業協同組合</td> <td>専務理事</td> </tr> <tr> <td>福島第一食糧卸協同組合</td> <td>業務部長</td> </tr> <tr> <td>福島県担い手育成総合支援協会</td> <td>会長（福島県農業会議事務局長）</td> </tr> </table>	福島県	農林水産部水田畑作課長	福島県農業協同組合中央会	農業対策部長	全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長	福島県米穀肥料協同組合	統括部長	福島県米麦事業協同組合	専務理事	福島第一食糧卸協同組合	業務部長	福島県担い手育成総合支援協会	会長（福島県農業会議事務局長）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>福島県</td> <td>農林水産部水田畑作課長</td> </tr> <tr> <td>福島県農業協同組合中央会</td> <td>農業対策部長</td> </tr> <tr> <td>全国農業協同組合連合会福島県本部</td> <td>米穀部長</td> </tr> <tr> <td>福島県米穀肥料協同組合</td> <td>統括部長</td> </tr> <tr> <td>福島県米麦事業協同組合</td> <td>専務理事</td> </tr> <tr> <td>福島第一食糧卸協同組合</td> <td>業務部長</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </table>	福島県	農林水産部水田畑作課長	福島県農業協同組合中央会	農業対策部長	全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長	福島県米穀肥料協同組合	統括部長	福島県米麦事業協同組合	専務理事	福島第一食糧卸協同組合	業務部長	_____	_____
福島県	農林水産部水田畑作課長																												
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長																												
全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長																												
福島県米穀肥料協同組合	統括部長																												
福島県米麦事業協同組合	専務理事																												
福島第一食糧卸協同組合	業務部長																												
福島県担い手育成総合支援協会	会長（福島県農業会議事務局長）																												
福島県	農林水産部水田畑作課長																												
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長																												
全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長																												
福島県米穀肥料協同組合	統括部長																												
福島県米麦事業協同組合	専務理事																												
福島第一食糧卸協同組合	業務部長																												
_____	_____																												

改 正 後		改 正 前	
<u>福島県耕作放棄地対策協議会</u>	<u>文書管理責任者（福島県農業会議農地・ 経営部考査役）</u>		
3 （略）		3 （略）	
第6条～第23条 （略）		第6条～第23条 （略）	
（雑則）		（雑則）	
第24条 （略）		第24条 （略）	
附 則（略）		附 則（略）	
附 則（略）		附 則（略）	
附 則（略）		附 則（略）	
附 則（略）		附 則（略）	
附 則（略）		附 則（略）	
附 則（略）		附 則（略）	
<u>附 則（平成24年3月21日議決）</u>			
<u>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</u>			

「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程	「福島県水田農業産地づくり対策等推進会議」職務権限規程
平成16年 4月 8日制定	平成16年 4月 8日制定
平成20年 6月20日一部改正	平成20年 6月20日一部改正
平成22年 5月12日一部改正	平成22年 5月12日一部改正
平成23年 5月23日一部改正	平成23年 5月23日一部改正
平成24年 3月21日一部改正	_____
1 (略)	1 (略)
2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き (略)	2 推進会議の事務の決裁・決定の手続き (略)
(1) 総務	(1) 総務
ア (略)	ア (略)
イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、 <u>(削除)</u> _____ 会長が決裁する。	イ 推進会議の承認申請については、総務事務担当者が立案し、 <u>各区分</u> <u>の事務責任者合議のうえ</u> 会長が決裁する。
ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者（福島県水田畑作課、畜産課担当者）が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。 また、担い手協議会事務局及び耕作放棄地協議会事務局では、水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金の範囲において、以下の事務について事務担当者が立案し、事務責任者が決裁する。	ウ 以下の事務については、総務事務担当者または事務担当者（福島県水田畑作課、畜産課担当者）が立案し、必要に応じ事務責任者の承認を得た後に事務局長が決裁する。 _____ _____ _____
(ア) <u>地域農業再生協議会</u> 担当者会議、業務調整会議等の開催。	(ア) <u>地域水田農業推進協議会</u> 担当者会議、業務調整会議等の開催。
(イ)～(オ) (略)	(イ)～(オ) (略)

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (平成24年3月21日議決)</u></p> <p><u>この規程は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

議案第2号 平成24年度事業計画(案)について

平成24年度事業計画(案)

1 基本方針

わが国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この20年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。

また、穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要となっています。

さらに、安全で安心な国産農作物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

しかし、このような状況の中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震・津波による水稲作付不能や原発事故による作付制限など、本県の米づくりに甚大な被害をもたらしている。

このため、本推進会議は、地域農業再生協議会等や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、24年産米の生産数量目標に係る地域間調整に積極的に取り組み、震災等により被災された農家の所得確保と本県産米の需給調整の実効性確保を図る。

さらには、農業者戸別所得補償制度の周知徹底、担い手の育成・確保や耕作放棄地の解消と一体となった加入促進を諮るとともに、各種助成制度の積極的活用等により、水田等を有効に活用した食料自給率向上や意欲ある農業者の育成・確保に向けた取組みを通して、本県水田農業改革と復興再生の取組みを積極的に進める。

2 重点推進事項

- (1) 水田等の有効活用による自給率向上に向けた取組み推進
- (2) 24年産米生産数量目標の地域間調整の取組み推進
- (3) 農業者戸別所得補償制度等の周知徹底と加入促進
- (4) 地域農業再生協議会の活動支援
- (5) 水田農業改革の促進及び担い手育成・耕作放棄地の解消対策
- (6) 円滑な事務執行体制の確立
- (7) その他、地域農業を振興するために必要なこと

3 事業計画

目的	事業内容	事業計画
<p>本県水田農業改革の推進を図るため、農業者戸別所得補償制度の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的とする。</p>	<p>水田の有効活用による自給率向上に向けた取組み推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の展開 ・ 水田等の有効活用による食料自給力向上に向けた取組みの推進 ・ 地域農業再生協議会の取組み活動の支援
	<p>24年産米生産数量目標の地域間調整の取組み推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間での、方針作成者間調整の推進 ・ 県推進会議の仲介による譲渡者および譲受者の公平性の確保
	<p>農業者戸別所得補償制度等の周知徹底と加入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動、リーフレット作成等による制度の周知徹底 ・ 農業者戸別所得補償制度への加入促進 ・ 地域農業再生協議会の加入促進等に向けた取組み活動の支援
	<p>地域農業再生協議会の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会の円滑な事務執行の支援 ・ 被災した地域農業再生協議会の活動および事務執行の支援
	<p>水田農業改革の促進及び担い手育成対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業再生協議会が行う活動の指導・支援

議案第3号 平成24年度歳入歳出予算(案)について

○水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計

平成24年度 歳入歳出予算

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		24年度	23年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	12,254	9,070	3,184		
	2 国産粗飼料増産対策事業補助金	100	500		400	
2 負担金	1 負担金	2,700	2,700			県 1,350 中央 1,350
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000	8,249		7,249	23年度分 ・国庫金返還分 6,259 ・負担金精算分 990 ・今年度繰入分 1,000
4 地域間調整料金	1 受入調整料金	1,600,000	1,600,000			
歳入合計(A)		1,616,054	1,620,519		4,465	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		24年度	23年度	予算差異		備 考
大 科 目	中 科 目			増	減	
1 管理費	1 一般管理費	15,754	19,819		4,065	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	100	100			
	2 稲WCS部会活動費	200	600		400	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	1,600,000	1,600,000			
歳出合計(B)		1,616,054	1,620,519		4,465	

3 差引残高(A-B)

0千円

議案第4号 平成24年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

(1) 福島県 270分の135

(2) 福島県農業協同組合中央会 270分の135

2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、6月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が270分の135、中央会が270分の135とする。

（その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
代表者 会長

福島県福島市杉妻町2-16
福島県
代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県農業協同組合中央会
代表者 会長

議案第 6 号 平成 2 4 年産米生産数量目標調整の取組み(案)について

1 平成 2 3 年産米の取組み

平成 2 3 年産米については、東日本大震災による農地・農業用施設の被害および東京電力福島第一原子力発電所の事故による水稻の作付制限等のため、中通り・浜通りの広範囲において水稻作付の困難な地域が発生したことから、米の生産余力のある県内外の地域との間で、生産数量目標の調整を実施した。

(1) 生産数量目標の調整の手法

① 県内の地域間調整

県内方針作成者間調整で、約 23,600 トンの調整を行った。

② 国の仲介による都道府県間調整

国の仲介により、福島県および宮城県と受け手希望の 12 道県との間で生産数量目標の都道府県間調整が行われた。

本県では約 35,000 トンの削減(出し手)を希望したが、受け手の希望数量(12 道県、約 27,000 トン)を宮城県と按分し、約 20,000 トンの調整を行った。

③ 他府県の認定方針作成者間調整

②の調整の締切後、他府県の認定方針作成者と直接交渉し、約 3,600 トンの調整を行った。

(2) 調整の結果

数量目標の出し手希望約 55,000 トンに対し、(1)の①～③の調整により受け手に結びついた数量は約 47,200 トンであり、約 7,800 トンの出し手超過となった。

【23 年産米生産数量目標の方針作成者間調整の取組み結果】

区 分	数 量(t)	備 考
出し手希望数量	54,930	J A そうま、J A ふたば、J A たむら
受け手数量	47,178	
内 訳	① 県内方針作成者間調整	23,596 県中、県南、会津等の各方針作成者
	② 都道府県間調整(農水省調整)	19,986 北海道、秋田県ほか 9 県
	③ 県外方針作成者間調整	3,596 新潟県ほか 11 県
差引数量(出し手超過)	7,752	

※) このほか、J A 内調整で 5,089 t の生産数量目標調整が実施された。

(3) 調整料金

数量目標の調整にあたっては、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下、「県推進会議」という。）が各地域の調整の取りまとめを行った。

受け手から出し手に対して支払われる調整料金は、県内調整における調整料金は30円/kg(米戸別所得補償交付金の定額部分に相当。≒15,000円/10a)としたが、県外との調整料金が10～60円/kgと幅があるため、県推進会議で平均にならした金額として、約32円/kgを出し手地域に分配した。

2 平成24年産米の取り組みの考え方

24年産米については、23年度と同様に、東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域がでている。

このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作生産農家の所得確保をはかるため、作付できない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の方針作成者間調整を実施する。

(1) 調整の進め方

- ① 生産数量目標の調整は、基本は地域内（JA内等）での農業者間調整を優先して行う。
- ② 地域内で調整しきれない場合には、県内での地域をまたいだ方針作成者間（JA間等）調整を行う。
- ③ 県内で調整しきれない場合には、他都道府県との調整（県外方針作成者間調整）に取り組む。

〔地域間調整のスケジュール〕

- ・ H23年12月26日 県から各市町村への生産数量目標配分
 - ・ H24年1月中旬 地域内(JA内等)での調整希望の意向調査(第1回目)
 - ・ H24年1月末 第1回意向調査の取りまとめ
 - ・ H24年3月上旬 地域間調整希望の意向調査(第2回目)
 - ・ H24年3月15日 第2回意向調査のとりまとめ
- (※調整しきれない場合は県外方針作成者と調整)
- ・ H24年3月末日 県内外方針作成者等との調整数量の通知
 - ・ H24年6月15日 農業者への生産数量目標の確定通知

(2) 調整料金

23年産と同じ考え方としたい。

〔県内受け手の調整料金〕

県内受け手の調整料金については、農業者戸別所得補償制度の米の所得補償交付金15,000円/10a(定額分)を基に設定する。

○県内受け手の調整料金 生産数量目標1kg当たり 30円

〈算定〉

米の所得補償交付金(15,000円/10a)÷本県平年単収(537kg/10a)≒30円/kg

〔県外方針作成者間調整の調整料金〕

基準単価を設けず、対価30円/kg以上を基本に、提示された単価の高い方針作成者から優先的に調整を行うこととする。

〔県内出し手への調整料金の支払い〕

出し手調整料金の設定については、譲渡する市町村の公平性をはかるため、県内受け手調整料金と都道府県間調整料金を合わせて算出した平均単価とする。

(3) 意向調査状況

【1月末状況】

受け手(目標増加) 45,429t

出し手(目標減少) 51,734t 6,305t 出し手超過

【3月19日現在状況】

※現時点で未報告の地域は、1月末の量を参考とした。

受け手(目標増加) 50,748t

出し手(目標減少) 54,302t 3,553t 出し手超過

議案第7号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成24年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長等の承認に係る申請に関する事。 (申請等の字句等の修正に関する事を含む。)
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関する事。